



コモ ヴァイ
COMO VAI?
ロザーネです



(COMO VAI?=ポルトガル語で「ごきげんいかが?」)

第2回 市役所窓口での外国人

オ
オウトノ シェゴウ
O OUTONO CHEGOU!! (秋がやってきました)

そよ風を浴びながら、彦根城周辺を散歩していると、赤く色づいた桜の葉が堀の水面に浮かんでいるのを見かけました。季節は秋の色が濃くなりました。

さて今回は、住民登録の業務などを行っている市民課窓口での通訳を通じて感じたこと、体験したことについてお話ししましょう。

彦根市には、現在、約600人の日系ブラジル人が暮らしています。就職や経済的理由で、永住を望む人が増えてきており、日本での滞在期間が長期化しています。このため、ブラジル国籍の子どもも数多く誕生しており、私自身、今年の4月から、既に3人の子どもさんの出生届のお手伝いをしてきました。

日本で暮らす外国人にとって、子どもの誕生に伴う手続きは大変です。ブラジル人の場合は、出生届や外国人登録、保険関係の手続きなど市役所で必要な手続きのほかに、ブラジル領事館でのパスポートの発行や、入国管理局でのビザの申請が必要です。さらに、ブラジル帰国後には必ず公証役場へ行って登記を行わなければなりません。ブラジルで子どもが生まれた場合は、このような煩雑な手続きは必要なく、公証役場に届け出て、日本の戸籍謄本のような書類(出生証明書)を発行してもらっただけで済みます。

そもそも、市役所の市民課に相当するところの業務や考



市民課窓口で通訳をするロザーネさん

え方が日本とブラジルとでは随分異なっています。社会生活においても、日本では住民票を必要とする機会が多くありますが、ブラジルでは住民票自体が存在しないため、自分の住所や名前が載っている電気代や電話代の納付書が住民票のような役割を果たします。また、先ほどの出生届を初め、結婚や離婚、死亡の手続きはすべて公証役場で行います。ブラジルの市役所で発行される主な書類は、身分証明書⁽¹⁾や労働手帳⁽²⁾などです。

また、日本では運転免許証が身分を証明する書類としてよく使われていますが、ブラジルでは全然通用しません。身分を証明するためには、身分証明書、労働手帳、あるいはパスポートなどが必要なのです。

このように、市役所の窓口での手続きや必要な書類一つをとっても、日本とブラジルの間では、制度や考え方が随

分違います。日本で暮らすブラジル人の中には、こうした違いに戸惑いを感じている人がたくさんいます。したがって、こうした手続きをスムーズに進めるためのお手伝いをすることが、私の仕事の一つになってきます。これからも市役所窓口でのお手伝いを続けながら、将来的には、通訳に頼らなくても安心して必要な書類が入手できる方法を、市民課や国際交流課の職員といっしょに考えていきたいと思っています。

今回は外国人の暮らしにも欠かせない、保険のことなどについてお話しします。ATE LOGO! (ではまた!)

(彦根市国際交流員 田尾ロザーネ)

- 1 身分証明書 ブラジルの身分証明書はカード式で、顔写真、自筆のサイン、その人を表す10桁の数字と右手の親指の指紋が記載されています。
- 2 労働手帳 その人の職歴や、それぞれの仕事における収入や労働条件などが記載された手帳で、内容は雇用者に記入してもらいます。